

令和8年2月9日

評価専門調査会

「競争的な水素等サプライチェーン構築に向けた技術開発事業」の  
中間評価の扱いについて

評価専門調査会において、「競争的な水素等サプライチェーン構築に向けた技術開発事業」(以下、本研究開発という。)に関する中間評価の検討を行い、経済産業省において適切に評価が実施されているという結果となった。また、経済産業省の中間評価においても、今後への提言はあるものの、研究開発が順調に進捗しているという結果となっている。

このように、本研究開発は順調に進捗しているとともに、事前評価の指摘事項等についても対応していると認められるため、評価専門調査会の中間評価の検討の結果、総合科学技術・イノベーション会議における中間評価は実施しない。他方、評価専門調査会による中間評価の検討における指摘事項等については、参考にして、今後、研究開発を実施する必要がある。

総合科学技術・イノベーション会議が実施する  
国家的に重要な研究開発の評価について

(総合科学・イノベーション会議 平成29年7月26日 一部改定)

1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術・イノベーション会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模研究開発

① 新規の研究開発(事前評価)

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたもの

② 継続中の研究開発(中間評価)

①の評価を実施した研究開発(ただし、評価専門調査会が評価は必要ないと認めた場合を除く)

(略)

3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術・イノベーション会議が評価を行う。